

# 谷津小学校全面改築(建替え)設計業務 プロポーザル募集要項

## 目 次

項 目	ページ
主旨	1
業務の概要	1
応募者の資格要件	2
プロポーザルに係るスケジュール	3
応募手続き等・第1次審査段階	3
応募手続き等・第2次審査段階	5
提案者ヒアリングの実施	6
提案の審査	6
選定及び結果の通知	7
設計業務の契約	7
設計の実施にあたって留意すべき事項等	7
別記様式	別添 別記様式集による
参考配置図	別添 参考図による

平成 27 年 7 月 16 日  
習志野市教育委員会  
学校教育部教育総務課

## 谷津小学校全面改築(建替え) 設計業務プロポーザル募集要項

### 1. 主旨

谷津小学校は、JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業の進展にともない、児童数が増加し、平成 34 年度には最大 44 学級になると推計しています。谷津小学校の全面改築にあたっては、狭隘な敷地に普通教室 14 室とその他特別教室を有する一時校舎を現校舎に並行して併置したうえで、現校舎にて学校運営を行いながら、体育館、プール、その他の特別教室等を兼ね備えた、普通教室 30 室規模の学校施設を計画しております。

このため、谷津小学校の校舎・体育館の全面改築に伴う基本設計・実施設計業務(平成 27 年度～29 年度の継続事業)については、学校設計に精通した事業者による検討が必要となることから、プロポーザル方式により契約候補者の選定を実施するものです。

### 2. 業務の概要

#### (1) 名称

谷津小学校全面改築(建替え)設計業務

#### (2) 業務委託期間

契約日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで(平成 27・28・29 年度継続事業)

#### (3) 計画施設

- ① 施設名称 習志野市立谷津小学校
- ② 敷地の場所 習志野市谷津 5 丁目 1 番 32 号
- ③ 施設用途 小学校
- ④ 敷地の面積 14,537.69m<sup>2</sup>
- ⑤ 施設主要構造：鉄筋コンクリート造
- ⑥ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

(ア)	構造体	Ⅱ類
(イ)	建築非構造部材	A類
(ウ)	建築設備	乙類

#### (4) 委託内容

主な内容については、次のとおり。詳細については、標準仕様書及び特記仕様書を参照してください。

##### ① 校舎・体育館基本設計・実施設計

谷津小学校全面改築に係る基本設計及び実施設計、グラウンド整備、既存校舎等の解体工事設計、工事中の仮設計画の策定にかかる業務一切

都市計画法・建設リサイクル法、エネルギーの合理化に関する法律、建築基準法等関係法規・千葉県福祉のまちづくり条例及びその他必要法規に関する手続き代行業務(建築確認申請及び開発関係協議にかかる各課協議等の作業等一切を含み、申請手数

料は、受託業者負担とします。)

② 地盤調査・アスベスト及びPCB調査

③ 業務支援

設計案等を検討するための会議・学校保護者等を対象とした説明会等への参加、これらの資料作成、記録簿の作成及び別途一時校舎リース受託者との打ち合わせ協議等。

④ パース・模型の作成

⑤ 成果品の提出 業務完了後成果品(標準仕様書参照)を提出すること。

(5)委託限度額(消費税込) 173,426,400円

### 3. 応募者の資格要件

次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 習志野市入札参加者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、かつ、登録区分「測量・コンサル」のうち業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録がある者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
- (3) 管理技術者は一級建築士(常時3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る)を技術者として配置できる者であること。
- (4) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を、この公告の日から本委託業務の契約候補者決定の日までの間、受けていない者であること。
- (5) 平成22年度以降、日本国内において、同一の敷地に延べ面積が6,000㎡以上の公立小・中学校・小中一貫校いずれかの施設の建替え(新築含む)にかかる設計業務を元請けとして受注し履行した実績を有する者であること。
- (6) 千葉県及び近接県(東京都・埼玉県・茨城県・神奈川県)に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所がある者であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - ② 会社更正法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

#### 4. プロポーザルに係るスケジュール

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| (1) 募集要項の公表            | 平成27年 7月16日(木)               |
| (2) 質問書受付期間            | 平成27年 7月17日(金)<br>～ 7月23日(木) |
| (3) 質問書の受付締切           | 平成27年 7月23日(木)               |
| (4) 質問書の回答             | 平成27年 7月27日(月)               |
| (5) 参加表明書(第一次審査)の提出期間  | 平成27年 7月17日(金)<br>～ 8月 4日(火) |
| (6) 第一次審査結果の通知         | 平成27年 8月12日(水)               |
| (7) 谷津小学校の公開(予定)       | 平成27年 8月19日(水)               |
| (8) プロポーザル(第二次審査)の提出期間 | 平成27年 9月 7日(月)<br>～ 9月14日(月) |
| (9) 提案者ヒアリング(予定)       | 平成27年10月 1日(木)               |
| (10) 審査結果の公表(予定)       | 平成27年10月 6日(火)               |

(日程に変更がある場合は市ホームページに掲載します。)

#### **第一次審査段階**

#### 5. 応募手続き

(1) 応募は応募者1者につき1提案とします。

#### (2) 募集要項等の配布

平成27年7月16日(木)に募集要項及び計画条件(以下「募集要項等」という。)を市のホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

#### (3) 質問書について

募集要項等の内容について次により質問を受け付けます。

##### ① 受付期間

平成27年7月17日(金)～平成27年7月23日(木)午後5時まで

##### ② 提出方法

質問書(別記第1号様式)により作成のうえ、事務局(教育総務課施設係)へEメール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

##### ③ 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について7月27日(月)午後1時頃に市のホームページで公表します。

#### (4) 書類記入に当たっての留意事項

##### ① 各様式に関する事項等

- (ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (イ) 提出書類は返却しません。
- (ウ) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。

(エ) 副本は社名が特定できる記載等は除くものとします。

## ② 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (イ) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提案書の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
- (エ) その他選定委員会が不適格と認めた場合

## (5) 参加表明書(第一次審査)の受け付け

### ① 受付期間

平成27年7月17日(金)～平成27年8月4日(火)午後5時まで

### ② 提出書類

参加表明書(別記第2号様式)及び別記第3号様式～別記第6号様式を作成し、及び3. 応募資格要件(2)、(3)の資格を証するもの並びに納税証明書(国税：法人税・消費税、地方税：都道府県民税、市町村民税)を添付してください。※別記様式副本は社名が特定できる記載等は除くこと

※納税証明書は、いずれも提出日以前3カ月以内の証明日のものであること(写しでも可)

なお、参加表明書を提出した者が表明書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出ること。

### ③ 提出先

事務局(※13ページ 15. 参照)

### ④ 提出方法

- (ア) 持参、郵送又は宅配による。(持参する場合は平日に限ります。)
- (イ) 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とします。  
宅配の場合は締切日午後5時までに必着とします。
- (ウ) 郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し82円切手を貼付した長3の封筒を同封してください。

### ⑤ 提出部数

14部(正1部、副13部)

## 6. 第一次審査

選定委員会が次の事項を審査します。

参加資格を有する希望者が多い場合は、得点合計の上位5者程度を選定いたします。

評価項目	配点(100点満点)
ア 技術者数・有資格者数 (別記第3号様式)	10
イ 業務実績と受注形態 (別記第4号様式)	30
ウ 担当ごとの経験年数・業務実績 (別記第5-1号、第5-2号様式)	30
エ 公立小・中学校・小中一貫校の設計業務実績の活用方法や設計コンセプト等 (別記第6号様式)	30

### (1) 第一次審査結果の通知

審査の結果については、平成27年8月12日(水)に応募者に通知するほか、ホームページで公表します(応募及び審査状況により変更となる場合があります)。

## 第二次審査段階

### 7. 谷津小学校の公開

見学を希望される方は、平成27年8月17日(月)午前12時までに、事務局に見学の申込みをしていただき、見学時間の調整をさせていただきます。

(1) 日時 谷津小学校 平成27年8月19日(水)午後

#### (2) 注意事項

- ① 一部公開できない場所があります。
- ② 事務局と見学時間の調整をしていない場合、見学できません。
- ③ 見学者の名刺等をご持参ください。
- ④ 見学中、係員の指示に従わない場合は退去していただくことがあります。
- ⑤ 駐車場がないため公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 1社につき5名以内としてください。

## 8. 第二次審査の手続き

### (1) 提案書の提出

応募者(第一次審査で選定された者)は、次により提案書類を提出してください。

#### ① 提出書類

谷津小学校全面改築(建替え)設計業務プロポーザル募集要項に基づいた、別記第7号様式、別記第8号様式、計画説明書とします。

なお、提出部数は、5. 応募手続き(5)オと同様とします。

#### ② 提出期間及び提出方法

平成27年9月7日(月)から平成27年9月14日(月)の午前8時30分から午後5時までとします。前記(5.(5)ウ~オ)の方法で提出するものとし、郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル提案書在中」と朱書してください。

### ③ 提案に要する費用

提出書類等にかかる費用は、すべて設計事業者側の負担となります。

このため、模型写真の使用はご遠慮ください。また、パースを使用する場合も簡易なものとしてください。

### (2) 提案に当たっての留意事項

各様式に関する事項等及び失格条項は、前記(5. 応募手続き (4)書類記入に当たっての留意事項)と同じとします。また下記についても留意してください。

#### ① 提案書は、公表する場合があります。

特に別記第8号様式、計画説明書は公表することを踏まえて作成してください。

#### ② 市は、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認めるときに、提案書を無償で使用できるものとします。

また、提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとします。

#### ③ 提出された別記様式5-1、別記様式5-2における担当(設計履行体制)については、原則、変更できません。

#### ④ 提案にあたり、当該小学校敷地条件については、用途変更後の条件(10ページ及び配置図等参照)とします。

## 9. 提案者ヒアリングの実施

提案書の内容について、次のとおり提案者ヒアリングを行います。

### (1) 実施日時(予定)

平成27年10月1日(木)

詳細については該当者に別途通知します。

### (2) 実施場所

習志野市役所

### (3) 出席者

3名以内とします。実際の設計担当者となる者が出席すること。

### (4) ヒアリング内容

提案書の内容について1者当たり説明時間20分以内、その後質疑応答を10分程度予定しています。

なお、説明は、パワーポイントを使用することを可としますが(プロジェクター、スクリーンは事務局で準備しております)、説明内容は提案書と同一としてください。PCは設計事業者側で用意してください。

## 10. 提案の審査

### (1) 審査

選定委員会が次の事項を審査します。

選定委員会の審査結果により、評価が最も高い応募者から第1位契約候補者、第2位契約候補者、第3位契約候補者として市が選定します。

なお、審査の結果、一定の基準に満たない場合は契約候補者として選定しない場合があります。

評価項目	配点（100点満点）
ア 改築の基本的考え方及び施設全体の整備方針を踏まえた提案、業務実施体制等	80
イ 設計受託金額	10
ウ 第一次審査の結果	10

※同点の場合は、ア 改築の基本的考え方及び施設全体の整備方針を踏まえた提案の評価が高い者とする。この場合にも決まらない場合は、ウ 第一次審査の得点合計が高い者とする。

## 11. 選定及び結果の通知

審査の結果については、平成27年10月6日(火)に応募者に通知するほか、市のホームページで公表します(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

## 12. 設計業務の契約

- (1) 市は、第1位契約候補者と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受託予定金額以内とします。
- (2) 第1位契約候補者が前記(5.(4)イ)の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と設計業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (3) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

## 13. 設計提案にあたって留意すべき事項等

### (1) 全面改築の必要性

谷津小学校は、昭和36年11月に建設され、建築後54年を経過しており、構造体の耐震性は確保されているものの、施設の老朽化が進んでおります。このような中で、安全・安心の観点からも全面改築が求められています。

### (2) 谷津小学校のコンセプト及び施設全体の改築の基本的考え方

#### ① コンセプト

谷津小学校は、「国際社会の中で、信頼される心豊かな人の育成」を教育目標に掲げ、明るく、思いやりがある子ども、自ら学び、よりよい判断ができる子ども、元気で、ねばり強い子どもの育成を目指している。

また、子どもに・保護者に・地域に信頼され、信頼に応える学校を目指しており、「子どもの夢を育む」ことを全ての教育活動の根幹としている。

これらの経営方針を基に、次のコンセプトを谷津小学校の学校像とする。

- (Ⅰ)盛んな音楽教育活動に取り組む学校
- (Ⅱ)自ら学ぶ意欲ある児童を育む学校

### (Ⅲ)元気で思いやりのある児童を育む学校

#### ② 施設全体の改築の基本的考え方

##### (ア) 多機能で変化に対応し得る施設

将来の施設ニーズやメンテナンス性(予防保全)を検討し、長寿命化に配慮した計画とするとともに、教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態を可能とする多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応できるような施設とする。

##### (イ) 生活の場を兼ねた施設

児童の学習の場のみならず、生活の場も兼ねた施設とし、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成できるような居場所を計画する。また、児童の健康に配慮するとともに学力並びに体力向上に資する空間を形成した施設とする。

##### (ウ) 環境に配慮した施設

自然エネルギーの有効活用や資源の再利用あるいは緑化や断熱化、省エネルギー器具・機器の採用等を通して、環境への負荷を抑制し、自然環境と調和した施設とする。

##### (エ) 安全の確保と災害時の避難所としての機能を備えた施設

児童の多様な行動に対しても安全性を確保した安心感のある施設環境を形成するとともに、災害時には地域の避難所として地域の人々の生命を守る機能を備えた施設とする。

##### (オ) 保護者・地域との連携や学校開放に配慮した施設

学校・家庭・地域の連携に基づくさまざまな利用や学校開放に配慮した施設とする。(習志野市公共施設再生計画に基づき、学校施設が地域コミュニティの拠点の役割を担えるように、将来の児童数の減少期を見据えた複合化の取組に配慮する。)

#### (3) 施設全体の整備方針

##### ① 配置計画

- ・児童増加対応に伴い設置(平成28年度)する一定期間(平成28年度～平成41年度予定)使用する校舎((以下、「一時校舎」という)※普通教室14室規模を計画)と1階が接続した施設とする。
- ・校舎(一時校舎含む)から運動場への出入りが可能な施設計画とする。
- ・可能な範囲で敷地内に空間を形成する。
- ・岩石園等の記念碑は残す計画(移設)とする。
- ・狭隘な校地の中で、できる限り屋外運動場を広く確保する施設計画とする。

##### ② 校舎の整備

- ・校舎には、理科室や音楽堂等の特別教室を整備するとともに、普通教室は30室程

度を計画する。また、特別支援教室(知的障がい)は2室を計画する。

- ・既存音楽堂以上の規模の音楽室を整備する計画とする。
- ・放課後児童会は、2室程度を整備する計画とする。

### ③ 屋内運動場の整備

- ・全校集会等が行える広さ・空間を確保する計画とする。

### ④ 屋外運動場の整備

- ・運動会等諸行事が開催できる広さを確保し、かつ、安全に配慮した計画とする。

### ⑤ プールの整備

- ・配置については、重層化や屋内型も検討し他校共同利用及び地域利用についても配慮する。

### ⑥ その他の整備について

- ・今後、基本設計の段階で、谷津小学校の教職員・保護者等の意見を聞きながら、より良い学校施設づくりに努める。

## (4) 周辺環境等

谷津小学校は、京成本線谷津駅から北東約400メートルに位置し、幼稚園小学校の教育施設及び一部低層住宅が近接し立地している。また、周辺は良好な低層住宅地に隣接し、東側では土地区画整理事業による計画的な市街地の形成がすすめられており、南側に面した都市計画道路が併せて整備されています。

## (5) 用途地域等

- ① 場所 習志野市谷津5-1-32
- ② 敷地面積 14,537.69 m<sup>2</sup>(一部国有地を含む)  
敷地の確定測量済、国有地は借地。

### ③ 用途地域等

#### (ア) 現行

用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種住居地域
防火地域	指定無し	
建ぺい率	50%	60%
容積率	100%	200%
高度地区	指定無し	第一種高度地区
絶対高さ	10m	—
その他地区等	法22条地域・埋蔵文化財包蔵地(谷津貝塚)※確認調査済	
備考	現在、敷地全体の用途を「第一種住居地域」に変更する等、用途変更手続きを進めています。	

## (イ)変更予定

用途地域	第一種住居地域
防火地域	指定無し
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	第一種高度地区
地区計画	<p>(仮称)谷津五丁目地区地区計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の用途の制限： 次に掲げる建築物は建築してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第二(イ)項第二号に掲げるもの(以下「兼用住宅」という。))を除く</li> <li>2)事務所(兼用住宅を除く。)</li> <li>3)ホテル、旅館</li> <li>4)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>5)病院</li> <li>6)自動車教習所</li> <li>7)単独車庫</li> <li>8)畜舎</li> <li>9)工場</li> <li>10)自動車修理工場</li> <li>11)危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>12)葬儀業の用に供するもの</li> </ol> </li> <li>・壁面の位置の制限： 壁面線の道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、2m以上とする。</li> <li>・建築物等の高さの最高限度： 20m</li> <li>・建築物等の形状又は色彩その他の意匠の制限： 建築物の外壁若しくはこれに代柱の色彩は、原色を避け、落ち着いたものとする。</li> </ul>
その他地区等	法22条地域・埋蔵文化財包蔵地(谷津貝塚)※確認調査済

## (6) 建替え後の主な必要諸室

- ① 普通諸室 30室程度
- ② 特別支援教室 2室
- ③ 特別教室 理科室 理科準備室 家庭科室 家庭科準備室  
音楽室(音楽堂含)音楽準備室 楽器庫 パソコン室 図書室  
図書室書庫 多目的室(視聴覚兼用) 学習室(少人数対応等)  
児童用更衣室 図工室 図工準備室 他
- ④ 管理諸室 職員室 校長室 事務室 用務員室 会議室 PTA室  
保健室(シャワー・脱衣室含) 放送室 印刷室 更衣室  
給湯室 教材室 相談室 他
- ⑤ 給食 給食室 検収室 下処理室 洗浄室 事務室 休憩室  
ワゴン溜り 食品庫
- ⑥ 体育館 ステージ アリーナ(ミニバスケットコート2面程度)  
倉庫 放送スペース
- ⑦ プール 25m×6コース程度
- ⑧ 校庭 100m走×5コース程度  
150m～200mトラック×5コース程度
- ⑨ 放課後児童会室 2室程度

## (7)学級・児童推計

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
学級数	31	33	36	39	42	43	44	44	42	40	38	34	32	31	28
児童数	1,051	1,115	1,213	1,340	1,394	1,477	1,519	1,508	1,435	1,321	1,258	1,140	1,052	993	936

上記推計を基に現状の施設規模を踏まえて児童の増加に対応し、かつ、より良い教育環境の整備が実現できる計画とする(※推計は学区内の開発動向により変動する可能性がある)。

なお、現状の施設規模では平成29年度から教室が不足する為、リース形式による一時校舎を下記内容にて建設するなどの対策を講じ対応することとしております。

[一時校舎の概要]

- ▶ 構造：重量鉄骨造3階建て
- ▶ 設備：電気、ガス、給排水、空調、消火、小荷物専用昇降機 等
- ▶ 主要諸室：普通教室14、図書室1、音楽室1、理科室1、保健室1

※上記一時校舎の設計及び建設は本プロポーザルと別契約のものであります。

(8)解体設計対象・既存施設概要

確認年月日	名称	建築面積	延べ面積	構造	階数	備考
S36. 2. 18	体育館	948. 00	1225. 25	S 造	地上 2 階/ 地下 1 階	既存不適格 ※ 1
S40. 12. 10	中央校舎	1009. 94	2624. 17	R C 造	3 階	既存不適格 ※ 1
S41. 7. 19	東校舎					既存不適格 ※ 1
S43. 1. 17	中央校舎					既存不適格 ※ 1、 2
S45. 12. 28	西校舎	798. 10	2786. 97	R C 造	3 階	既存不適格 ※ 1, 2, 3
S48. 6. 8	北校舎				4 階	
S48. 6. 8	渡り廊下 1	37. 63	37. 63	S 造	1 階	
S57. 10. 15	音楽堂	333. 97	344. 98	R C 造	2 階	
S57. 10. 15	渡り廊下 2	47. 79	47. 49	S 造	1 階	
S63. 7. 27	プール附属室	41. 41	41. 41	S 造	1 階	
S63. 7. 27	プール機械室	27. 88	27. 88	S 造	1 階	
S63. 7. 27	学校開放管理棟	46. 95	66. 24	S 造	2 階	
H25. 1. 27	特別教室校舎	182. 34	364. 68	S 造	2 階	

※ 1 : 用途地域の規定施行により第一種低層住居専用地域の絶対高さ 10m 制限に抵触する既存不適格建築物

※ 2 : 日影規制施行により既存不適格建築物

※ 3 : 千葉県条例施行により学校用途「4 階以上に設ける教室等の禁止」に抵触

※その他、プール・屋外倉庫・遊具等も含む

## (9)事業スケジュール等

### ①スケジュール(予定)

- ・基本設計・実施設計業務 : 契約締結日～平成30年3月
- ・建設工事 : 平成30年度～
- ・新校舎竣工 : 平成32年度中
- ・既存校舎解体、グラウンド整備 : 新校舎供用開始後すみやかに(2カ年程度を想定)

### ②全面改築にかかる概算工事費(予定)

35億円程度(※プール整備は含んでいない)

上記工事費は平成26年1月策定の習志野市学校施設再生計画上の金額を参照している。(提案にあたり概算工事費の算出においては、労務・資材等の変動を加味し、平成27年7月1日時点での概算工事費(設計額)を算出すること。また、体育館の建替え、既存体育館の解体、プールの建替え、校庭再整備等の全ての工事費総額、共通費を含むこと。)

## 14. 連絡先(事務局)

〒275-0014 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番10号

習志野市教育委員会学校教育部教育総務課 施設係

T E L 047-451-1122 (直通)

F A X 047-452-0785

E - mail kikaku-ky@city.narashino.lg.jp